# 「暮らしの文化はぐくみ事業」公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、京都市において、京都の暮らしの中で伝わる様々な無形文化遺産の価値を再発見・再確認する市独自の「京都をつなぐ無形文化遺産」制度の取り組みの成果を踏まえ、生活文化を振興する「暮らしの文化はぐくみ事業」を民間事業者に業務委託するため、公募型プロポーザル(以下、「プロポーザル」という。)方式によって選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

# 2 事業の目的

京都市では、京都に伝わる様々な無形文化遺産を大切に守り、未来に引き継いでいくため、独自の仕組みである「"京都をつなぐ無形文化遺産"制度」を平成25年4月に創設し、これまでに「京の食文化」、「京・花街の文化」、「京の地蔵盆」、「京のきもの文化」、「京の菓子文化」、「京の年中行事」の6件を選定し、暮らしの文化の振興に努めている。

平成31年度は、次代を担う子供たちに対して、京都市や伝統文化、生活文化の指導者等が一体となって、地域ぐるみで生活文化や伝統文化等を体験・習得できる機会を新たに設けることにより、子供たちの体験機会を拡充し、併せて地域文化・地域人材の掘り起こしを図るものである。

なお、京都をつなぐ無形文化遺産制度の詳細については、ホームページ (kyo-tsunagu.net) を参照すること。

## 3 概要

## (1)業務内容

「京都をつなぐ無形文化遺産」である「京の食文化」,「京・花街の文化」,「京の地蔵盆」, 「京のきもの文化」,「京の菓子文化」,「京の年中行事」をはじめとした暮らしの文化を親子 で体験するとともに、当該文化等の歴史や内容、地域との関係等についても理解することが できる取組を実施する。

具体的な内容については、「「暮らしの文化はぐくみ事業」公募型プロポーザル仕様書」(別紙1)を参照すること。

なお、提案要求仕様書は基本的な業務内容を示したものであり、プロポーザルによる応募者からの提案を受けて仕様を追加・変更し契約締結を行うことがある。

#### (2) 委託期間

契約締結日から平成32年3月29日(日)まで

(3)委託金額(上限)

総額1,500千円(税込※)

※平成31年10月以降の消費税率の改定を見込んだ金額とする。

# 4 参加資格

京都市契約事務規則等に準拠し、次の条件を満たす法人とする。なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本実行委員会は契約を解除できるものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の11第1項において準用する第 167条の4の規定に該当しないものであること。

- (2) 京都市契約事務規則第4条に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは第22条に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されているものであること。
- (3)公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条の1の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4)過去2箇年の消費税及び地方消費税,市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人であること。特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人でないこと。
- (6) その他,公共の福祉に反する活動をしていないこと。また,法人及びその役員が,暴力団, 暴力団関係企業,総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。
- (7) 京都市契約事務規則第40条の規定により、本実行委員会の承認なしに委託業務内容を他の事業者に再委託しないこと。

### 5 参加手続等

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、必要な手続等を行うこと。

(1) 企画提案書等の提出

企画提案書等は、「「暮らしの文化はぐくみ事業」公募型プロポーザル企画提案書等作成要 領」(別紙2)に基づき作成し、郵送又は持参により提出すること。

ア 提出部数

印鑑を押印したもの 1部

印鑑を押印していないもの 4部

イ 提出場所

「8 問合せ先及び関係書類の提出先」参照

ウ 提出期限

平成31年4月24日 (水) 午後5時 (郵送の場合も同様)

エ 選定の対象外となる場合

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外となり、電子メール及 び書面によりその旨を通知する。

- (ア) 「4 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- (イ) 提出期限,提出先及び提出方法に適合しない場合
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (エ) 虚偽の内容が記載されている場合
- (オ) 企画提案書等に記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えた場合
- (2) 質問の受付及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合は「質問書」(様式4)に記載し、「8 問合せ先及び関係書類の提出先」に記載するメールアドレスに、「プロポーザルの質問」と件名を記入し、 当該ファイルを添付して、電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けない。

ア 質問の受付期限

平成31年4月11日(木)午後5時

イ 質問への回答

質問への回答は、平成31年4月16日(火)までに京都市のホームページ(入札・公募型プロポーザル情報)にて公開する。

### 6 委託予定者の選定

### (1) 選定方法

選定は、「「暮らしの文化はぐくみ事業」に係る委託予定者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が行う。選定に当たっては、「「暮らしの文化はぐくみ事業」委託予定者選定委員会評価基準」(別紙3)に掲げる評価項目について、企画提案書等の提出書類の審査(必要に応じてヒアリングを行う。)より参加者の事業実施能力を総合的に評価し、60点以上ある者のうち、最も優れた提案を行った者を委託予定者として決定する。

なお,委託予定者に選定された者が辞退等により京都市と業務委託契約ができない場合は, 次点者を委託契約者とする。

# (2) ヒアリングの実施

提出された内容について、必要に応じてヒアリングを行う。日時・場所等の詳細については、企画提案書等の提出後に連絡する。

(3) 選定委員会の体制

選定委員会は,以下の3名で構成する。

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長(委員長) 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化遺産普及・活用担当課長 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化遺産普及活用係長

(4) 選定結果の通知

選定結果については、平成31年5月8日(水)までに参加者全員に、電子メールにより 通知するとともに、参加した事業者及び評価点を京都市のホームページ(入札・公募型プロ ポーザル情報)において公開する。

#### 7 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に関するすべての費用は、書類提出者の負担とする。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 企画提案書等の提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (4) 提出された書類等の返却は行わない。
- (5) 各別紙及び様式類は、京都市のホームページ上(入札・公募型プロポーザル情報)からダウンロードできる。

### 8 問合せ先及び関係書類の提出先

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課(担当:田頭,川又)

TEL: 075-366-1498 FAX: 075-213-3366

メール bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp